

2008年9月30日
郵便局株式会社

郵便認証司でない社員による不適正な認証事務に関する総務省報告について

1 郵便局株式会社は、平成20年9月1日に総務省から報告を求められた、郵便認証司でない社員による不適正認証事案の現状、原因及び再発防止策等につき、本日、総務省に報告書を提出しました。

このたびの件に関して、お客さまに多大なご迷惑をおかけし、認証事務に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

2 判明しました不適正な認証事案は35の郵便局で、合計で7,100通（内訳は内容証明7,092通、特別送達8通。9月29日現在）となっております。

3 今回の不適正な認証事務の主な原因は、郵便認証司候補者が提出する「宣誓書」に署名した又は研修を受講したことをもって、郵便認証司の資格を取得したと思い込んでいたこと、内容証明郵便物取扱郵便局に異動すれば、認証事務を行ってよいと考えていたこと、など郵便認証司の任命過程の周知の徹底がなされていなかったものです。

このため、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ・資格カードの交付
- ・郵便認証司に任命されている社員の再確認（事務室内への本日の郵便認証司一覧の掲示の徹底）
- ・人事異動時における郵便局長等による「郵便認証司一覧」の確認
- ・業務研究会の実施

4 不適正な認証事務のあった内容証明郵便物は、郵便局に保管している謄本から差出人様を特定し、お詫びした上で再度差し出していくこと等をお願いしております。

5 郵便局株式会社といたしましては、本件を重く受け止め、責任を明確にするため、代表取締役会長、代表取締役社長、取締役副社長、関係執行役員の幹部4名について、それぞれ報酬月額の10分の1、1か月分を自主的に返納することとしております。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

郵便局株式会社
総務部 広報室（報道担当）
電話：（直通）03-3504-4127
(FAX) 03-3595-0839

【お客さまのお問い合わせ先】

郵便局株式会社
業務部（郵便業務担当）
電話：（直通）03-3504-4248